

消費税に係る損害賠償請求訴訟の提起について

一般社団法人 上越医師会

当会は、指定管理事業における消費税において、各行政庁の注意義務違反により損害が生じていることから、平成 29 年 3 月 22 日に東京地方裁判所へ国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟（損害は、支払済の平成 18～20 年度会計期の人件費に係る消費税相当額）を提起いたしましたのでお知らせします。

所轄税務署及び国税不服審判所が、協定や契約の文言だけでなく、消費税法の規定に照らし実質的に判断すべきであったのにこれをしなかったという注意義務違反により当会に損害が生じたものですが、その損害はつまるところ上越市民に対してであります。

本件各処分の適法性につき司法判断を申し立てることができるのは、当会だけであることから本訴訟の提起に及んだ次第です。この訴訟により当会の損害が回復されれば、当会はその同額を委任者に返還し、もって真の被害者である上越市民の付託に応えることとしております。